

0346

22/2	保期	3	20	永
	機期	發付迄	完結迄	永
	備付			

綴書類

昭和十六年二月三日 起案者 捺印

(王務) 軍務局長 第一課長

大臣 次官

書記官

副官

艦政本部長

第三部長

總務部長

第一課長下

軍令部 供覽

第一班

昭和十六年二月十三日

外務次官宛

海軍次官

艦艇要目ニ関スル件照會

昭和十六年一月三十日 駆逐艦狭野務竣工致候是処十九

官房第 201 號

三
2
6
2
19

局部	受月日	發月日
官房	二月十日	
軍務		
人事		
教育		
軍需		
醫務		
經理		
建築		
法務		
航空		
艦政		
軍本		

主務局部 取扱者捺印 發付後起 案者捺印

6.2.10 接受

6.2.16

百三十年ロンドン海軍條約第十條に依り細目左
記ノ通并關係各國へ通知す可然御取計相成度

記

竣工ノ日 一九三〇年一月三十日

驅逐艦狭西務(サヤリ)細目

艦艇ノ艦種別 驅逐艦

基準排水量 一七〇〇トン(一七七セキメートル)

水線全長 一一五米三〇

水線乾上又水線下最大幅員 一〇米三六

基準排水量に於ケル平均吃水 二米九七

最大備砲ノ口径 一二糎七

(終)

基準排水量一六七セキメートル(一七〇〇トン)に依り從來ロンドン海軍條約第十條に依り(英世)トシテ表セルタメ
之ヲ基準トシテ通知ス一般ニ表セル要目表範圍ニ長サ一三米トシテ之ニ重厚同ク示ス